

答 申 第 283 号
平成20年 8月21日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年12月5日付け健福第5244号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成19年5月24日付けで異議申立人から提起された、平成19年3月26日付け健福第732号の6で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成19年3月26日付け健福第732号の6で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は健康福祉部の幹部及び地域振興担当部長らの山武地域医療問題について、重大な県の意向を地元首長等関係者に伝えるために行われた旅行に係るものの内、旅行先から収受したすべての情報に対応したことを示す文書を求めたものである。地元関係者から得た情報（文書にこだわらない）に何ら対応していないとは考えられない。当該旅行の重要性にかんがみて当該文書の不存在はありえず、異議申立人は当該文書が隠蔽されていると判断する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定について

開示請求に係る行政文書を保有していないため、行政文書の全部を開示しないことを決定したものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、当該旅行の重要性にかんがみて、旅行先の地元関係者から得た情報に何ら対応していないとは考えられず、旅行先から得た情報に対応した行政文書の不存在はありえず、当該文書が隠蔽されていると判断する旨主張する。しかしながら、本件決定に係る旅行は、率直な意見交換を行うための面談であり、そこで得た情報に対応した行政文書を作成しておらず、開示請求に係る行政文書については、保有していないため不開示としたものである。異議申立人は当該文書が隠蔽されていると主張するが、この主張には根拠がないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件異議申立てについて

異議申立人は、平成19年2月22日付けで「2007年1月24日に〇〇〇〇地域振興担当部長、及び健康福祉部長以下数名の職員が、山武地域の医療問題にかかわって当該地域自治体首長を含む職員と面談するために旅行したことに係る次の情報（旅先で合流した場合も含む） 6. 旅行先から収受した全ての情報に対応したことを示す全ての情報（起案書がある場合は、起案書を含む）」について行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関が本件決定を行ったところ、平成19年5月24日付けで異議申立てがされたものである。

2 本件請求に係る行政文書について

本件請求に対し、異議申立人は、地元関係者から得た情報に何ら対応していないとは考えられない、当該旅行の重要性にかんがみて当該情報の不existenceはありえないと主張する。これに対し、実施機関は、本件決定に係る旅行で得た情報に対応した行政文書を作成していないと説明していることから、以下、本件請求に係る行政文書の存否について検討する。

(1) 実施機関は、面談で得た情報に対応した行政文書を作成していないので保有していないと説明する。そこで、当審査会において、念のため本件請求に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、書面で改めて確認を求めたところ、実施機関から書庫にある簿冊ファイルで検索したが、該当する行政文書は見つからず、作成も取得もなく不existenceである旨の回答を得たところである。

(2) したがって、本件請求に係る行政文書を保有していないとする実施機関の説明は、これを覆すに足る事情も見いだし難く、これを是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその余の主張

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書は存在しないものと認められるので、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 12. 5	諮問書の受理
20. 2. 8	実施機関の理由説明書の受理
20. 5. 27	審議
20. 6. 24	審議
20. 7. 29	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁 護 士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成20年7月29日現在)